

徳島県景観サポーター募集要領

1 目的

この要領は、徳島県景観サポーター制度要綱第3条に基づき、県民の景観に対する意識の醸成、各地域での景観形成活動の促進を図るため、本県の景観づくりに関する活動を実践する個人又は団体を募集することを目的に定めるものです。

2 サポーターの募集要件

対象

景観に興味を持ち、本県の景観づくりに関する活動を実践する意志のある個人又は団体を対象とします。

条件

各地域での景観形成活動の促進を図ることを目的としているため、景観形成活動を主催する市町村や公益法人等（民法第34条の法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人）の求めに応じて、県が作成するサポーターリストの写しを提供することとしています。

サポーターになるには、徳島県景観サポーター申請書により申請すると同時に、申請書に記された情報がそのように取り扱われることについての承諾が必要です。

3 応募方法

申請書に必要事項を御記入いただき、郵送又は持ち込みで提出してください。

必要事項が御記入されていない場合は、無効とさせていただきます場合があります。申請書は、ホームページからダウンロード可能です。

なお、応募いただいた書類は、返却いたしません。

申請書の「まちづくり活動等への参加経歴等」、「自己PR」の欄については、必須ではありません。

4 募集期間

随時募集しています。

5 サポーターリストへの登載及び登載後の通知

申請された方で募集要件を満たす方の情報は、サポーターリストに登載します。その後、登載した旨の通知書を申請された方へ送付します。

なお、サポーターリストは、県が景観形成活動の促進のために使用すること及び市町村又は民法第34条の法人又は特定非営利活動促進法第2条第2項の特定非営利活動法人に提供されることとなりますのでご了承ください。

6 サポーターの処遇

徳島県景観サポーターは、ボランティア活動ですので、サポーターとしての活動のための移動時の事故及び活動中の事故に係る補償はいたしませんので、予め御了承ください。

7 書類送付・問い合わせ先

徳島県県土整備部都市計画課まちづくり担当

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地

電話 088-621-2566

FAX 088-621-2869

ホームページ <http://doboku.pref.tokushima.jp/05taskinfo/05city/12keikan/keikan.html>

メール toshikeikakuka@pref.tokushima.lg.jp